

大雨や台風時、地震発生時等の生活訓練事業の安全対策について

令和 8 年 5 月 29 日から気象庁が新たな防災気象情報について運用を開始したことに伴い、異常気象や地震発生の際に、次のように対応することといたしますので御確認の上、適切に対処していただきますようよろしくお願い申し上げます。しおりの中のプリントと今回配付したプリントを差し替えて保管してください。

これは、訓練日の初日についての対応です。訓練開始後の大雨や台風時、地震発生時等の対応については、その都度検討し、保護者の皆様にお伝えします。

1 「特別警報」や大地震の場合 午前7時の時点

- ・ 広島市のいずれかの区において、「レベル5特別警報」「震度5弱」以上の地震、「長周期地震動階級3」以上が発表または発生している場合、生活自立訓練は行いません。

2 「危険警報」「特別警報」が発令されている場合 午前7時の時点

- ・ 中区の吉島小学校区に「レベル4危険警報」または「レベル5特別警報」が発令されている場合は、生活自立訓練は行いません。

3 台風接近時の場合 午前7時の時点

- ・ 広島市のいずれかの区に「暴風警報」、「レベル3 大雨警報以上の警報」「レベル3氾濫警報以上の警報」「レベル3土砂災害警報以上の警報」のうち警報が一つでも発表されている場合は、生活自立訓練は行いません。

4 台風接近時以外の場合 午前7時の時点

【警報が一つのみ発表の場合】

広島市いずれかの区において「暴風警報」、「レベル3 大雨警報以上の警報」「レベル3氾濫警報以上の警報」「レベル3土砂災害警報以上の警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のうち、警報が一つのみ発表されている場合は、次の条件が整えば、家族同伴で訓練場所まで気を付けて来てください。

- ・ 訓練先までの交通手段が確保されている事
- ・ お住まいの地域の安全が確保されていると家族が判断されている事
- ※ なお、遅刻される場合や欠席される場合は必ず連絡を入れてください。

【警報が二つ以上発表の場合】

広島市のいずれかの区において「暴風警報」、「レベル3 大雨警報以上の警報」「レベル3氾濫警報以上の警報」「レベル3土砂災害警報以上の警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のうち警報が二つ以上発表されている場合は、自宅待機とします。

その後、警報が一つになれば、「警報が一つのみ発表の場合」に準じます。ただし、午後 2 時までに訓練場所まで来ることができない場合は、訓練に参加できませんのでご連絡ください。

5 その他

警報等の内容に関わらず、交通機関の遮断等により指導員が出勤できない場合は自立訓練を行わない場合もあります。その際は連絡いたします。

※ 地域により状況や危険度が異なる場合がありますので、気象情報や交通情報などにより出欠について各家庭で判断し、休まれる場合は、連絡してください。

※ 送迎については、保護者の方が安全を確認され責任をもって行うようにしてください。

※ 安全に支援・見守りすることができないと判断した場合は、生活自立訓練を行わないこともあります。